

申請の流れ

企画の立案・消防署への確認、相談

- 行おうとする行為が、禁止行為なのか。
 - 行為を行おうとする場所が、禁止される場所か。
 - 解除承認が受けられる範囲の行為か。
 - 解除承認を受ける時の条件はなにか。
- ※申請内容に詳しい人が、資料や図面を持参して相談しましょう。

申請書類（同じものを2部）の提出

- 禁止行為解除承認申請書
 - 平面図（禁止行為の場所や消火設備、人員の配置がわかるもの）
 - 禁止行為の内容がわかる書類
 - 機器の仕様図
 - その他、必要な書類
- ※申請書は消防署に用意されているほか新潟市のホームページからもダウンロードできます。
- ※禁止行為解除は承認審査があるため、おおむね10日前までに申請してください。

承認審査

- 提出された書類の内容について解除承認ができる範囲の内容かどうか、火災予防上安全な行為か審査します。

現地調査

- 申請内容に応じて、現地調査は省略される場合があります。（喫煙行為のみの申請、現地調査以外の方法で持ち込む機器、行為内容等の確認ができる場合等）

解除承認の決定

- 消防署から連絡がきたら、書類（副本）を取りに行く。